

八郎潟町空き家等除去費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、八郎潟町空き家等の適正管理に関する条例（平成25年八郎潟町条例第24号。以下「条例」という。）第13条の規定に基づき、適正に管理されず、周辺に対して危険性の高い空き家等を除去する者に対し、その工事費用の一部を補助することにより、居住環境の向上を図ることを目的として必要な事項を定めるものとする。

(対象となる空き家等)

第2条 補助の対象となる空き家等は、木造又は鉄骨造りの建物で、別表建築物の老朽度・危険度判定基準表の2. 老朽度・危険度の評点合計150点以上であるランクDのものとし、次の各号に掲げる(1)～(6)の各要件を全て満たしたものを対象とする。ただし、法人所有の建物を除く。

- (1) 条例第10条の規定による助言又は指導を受けていること
- (2) 町内に存し、1年以上使用のない状態であること
- (3) 建て替えを目的としていないこと
- (4) 補助金を受けた日から3年以内に当該土地を譲渡しないこと
- (5) 公共事業等の補償の対象となっていないこと
- (6) 所有権を除く物件及び賃借権が設定されていないこと

2 前項の規定にかかわらず町長が特に認めるものについては、補助対象空き家等とみなすことができる。ただし、法人所有の建物を除く。

(補助対象者)

第3条 この要綱による補助金の交付を受ける対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、町税等に滞納がない者であって、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 対象となる空き家等の登記事項証明書（未登記の場合は固定資産税課税台帳又は固定資産税納税通知書）に所有者として登録されている者（以下「所有者」という。）
- (2) 前号に規定する者の相続人である者（以下「相続人」という。）
- (3) 前号(1)(2)に規定する者から補助対象空き家等の除去についての同意を受けた者。
- (4) その他、空き家を管理するに相当すると町長が認める者。

2 第1項に規定する補助対象者のうち、次に掲げるものには補助金を交付しない。

- (1) 八郎潟町暴力団排除条例（平成24年条例第5号）に規定された暴力団又は暴力団員及び暴力団関係者が世帯員にいる者。
- (2) 空き家等に共有者がある場合又は空き家等に所有権以外の物件（賃借権を含む。）の設定がある場合において、当該共有者又は権利者の全員から空き家の除去についての同意を得られない者。
- (3) 過去に本補助金を受けた者、又は過去に本補助金を受けた世帯員。

(補助対象工事)

第4条 補助金の交付の対象となる工事（以下「補助対象工事」という。）は、次のいずれにも該当するものとする。

- (1) 建設業法（昭和24年法律第100号）別表第1の下欄に掲げる土木工事業、建築工事業若しくはとび・土工工事業に係る同法第3条第1項の許可を受けた者又は建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号。以下「建設リサイクル法」という。）第21条第1項の登録を受けた者が請け負う工事であること。
- (2) 第8条の規定による八郎潟町空き家等除去費補助金交付決定通知の日以降に着手する工事であること。

(対象経費)

第5条 補助金の交付の対象となる経費（以下「対象経費」という。）は、第2条に規定する空き家等の解体費並びに当該解体によって生ずる廃材の運搬費及び処分費とする。

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、第5条に規定する対象経費の合計額（消費税及び地方消費税相当分を含む。）の2分の1を乗じて得た額（その額に千円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。）とし、50万円を限度とする。

(補助金の交付申請)

第7条 補助金の交付申請をする者（以下「申請者」という。）は、解体工事着手前に補助金交付申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

- (1) 補助対象工事に要する経費の見積書の写し
- (2) 除去する空き家等の位置図
- (3) 現況写真
- (4) 町税の滞納がない旨を証する書類
- (5) 相続人が申請する場合は、所有者の戸籍謄本又は除籍謄本
- (6) 委任を受けた代理人が手続きをする場合は、所有者又は相続人の委任状
- (7) 登記事項証明書又は固定資産家屋証明書
- (8) その他町長が必要と認める書類

(補助金の交付決定)

第8条 町長は、前条の規定による申請書が提出されたときは、当該申請に係る書類の審査及び実態調査により申請内容が適正であるか調査し、適正と認めるときは補助金の交付を決定するものとする。

2 町長は、前項の規定により補助金の交付を決定したときは、速やかに決定の内容を補助金交付決定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

(申請内容の変更又は廃止)

第9条 前条の規定による補助金の交付決定を受けた申請者が、申請の内容を変更又は廃止するときは、補助金変更（廃止）申請書（様式第3号）に内容を確認でき

る書類を添えて町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の規定による申請書が提出されたときは、申請内容を審査し、補助金の変更又は廃止を決定したときは、補助金変更（廃止）決定通知書（様式第 4 号）により申請者に通知するものとする。

（実績報告）

第10条 申請者は、補助の対象となった空き家等の除去が完了したときは、完了の翌日から起算して20日以内又は申請の日が属する年度の末日のいずれか早い日までに、補助金実績報告書（様式第5号）に次に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

(1) 当該除去に要した経費の支払を証する書類の写し

(2) 除去完了後の現地の写真

(3) その他町長が必要と認める書類

（補助金の確定）

第11条 町長は、前条の規定による報告書が提出されたときは、当該報告に係る書類の審査及び現地調査等により報告内容を検査し、適正と認めたときは、補助金の額を確定するものとする。

2 町長は、前項の規定により補助金の額を確定したときは、速やかに確定の内容を補助金確定通知（様式第6号）により申請者に通知するものとする。

（補助金の請求）

第12条 前条の規定による通知を受けた申請者が補助金の請求をするときは、補助金交付請求書（様式第7号）を町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の規定による補助金交付請求書が提出されたときは、当該提出のあった日より起算して30日以内に、申請者の指定する金融機関の口座に補助金を振り込むものとする。

（交付決定の取消し）

第13条 町長は、補助対象者が次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 補助対象工事を取り止めたとき。

(2) 虚偽その他不正な手段により補助金の交付決定を受けたとき。

(3) この告示の規定に違反したとき。

（補助金の返還）

第14条 町長は、前条の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、その取消に係る補助金を既に交付しているときは、当該補助金の交付を受けた補助対象者に対して、期限を定めて補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

（雑則）

第15条 補助金の交付に関し、この要綱に定めのない事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年7月1日から施行する。